

一般海域における
占用公募制度の運用指針

令和元年 6 月策定

令和 4 年 1 0 月改訂

経済産業省 資源エネルギー庁
国土交通省 港湾局

目次

第1章 総則	1
1. 本運用指針の位置付け	1
2. 用語の定義	2
第2章 公募	3
1. 公募占用指針の策定、公示等（本法第13条）	3
(1) 公募占用指針の策定の概要	3
(2) 公募占用指針に定めるべき事項（本法第13条第2項各号）	4
1) 発電設備の区分等（本法第13条第2項第1号）	4
2) 促進区域内海域の占用の区域（本法第13条第2項第2号）	4
3) 促進区域内海域の占用の開始の時期（本法第13条第2項第3号）	4
4) 発電設備の出力の量の基準（本法第13条第2項第4号）	4
5) 公募の参加者の資格に関する基準（本法第13条第2項第5号）	5
6) 保証金の額その他保証金に関する事項、供給価格上限額、基準価格又は調達価格の額の決定方法、交付期間又は調達期間、再エネ特措法認定の申請の期限（本法第13条第2項第6号～第10号）	5
7) 港湾に関する事項（本法第13条第2項第11号）	5
8) 撤去に関する事項（本法第13条第2項第12号）	5
9) 公募占用計画の認定の有効期間（本法第13条第2項第13号）	6
10) 関係行政機関等の長等との調整に関する事項（本法第13条第2項第14号）	6
11) 選定事業者を選定するための評価の基準（本法第13条第2項第15号）	6
12) 公募の実施に関する事項及びその他必要な事項（本法第13条第2項第16号）	11
(3) 公募占用指針の公示（本法第14条第4項）	14
1) 公示	14
2) 公募占用指針の変更又は取消しに伴う公示	14
2. 公募占用計画（本法第14条）	14
(1) 公募占用計画の記載事項（本法第14条第2項）	14
1) 占用の区域及び占用の期間（本法第14条第2項第1号及び第2号）	15
2) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等（本法第14条第2項第3号～第14号）	16
3) その他必要な事項（本法第14条第2項第15号）	18
(2) 公募占用計画の提出期間（本法第14条第4項）	19
第3章 選定事業者の選定、公募占用計画の認定	20
1. 選定事業者の選定（本法第15条）	20
(1) 公募占用計画の審査（本法第15条第1項）	20
1) 公募占用指針との適合性の審査（本法第15条第1項第1号）	20
2) 本法第10条第2項に該当しない計画であることの審査（本法第15条第1項第2号）	20
3) 本法第15条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令への適合性の審査（本法第15条第1項第3号）	21

4) 公募占用計画の提出者の審査（本法第 15 条第 1 項第 4 号）	21
(2) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定（本法第 15 条第 2 項、第 3 項、第 4 項）	21
1) 評価（本法第 15 条第 2 項）	21
2) 選定及び学識経験者の意見の聴取（本法第 15 条第 3 項、第 4 項）	21
3) 通知（本法第 15 条第 6 項）	23
4) その他（選定事業者の辞退等）	23
2. 調達価格等の決定及び公募占用計画の認定（本法第 16 条、第 17 条）	24
(1) 基準価格及び交付期間又は調達価格及び調達期間（本法第 16 条）	24
(2) 公募占用計画の認定（本法第 17 条第 1 項）	24
(3) 認定の有効期間等の公示（本法第 17 条第 2 項）	24
3. 公募占用計画の変更等（本法第 18 条）	25
(1) 認定公募占用計画の変更（本法第 18 条第 1 項）	25
(2) 変更を認める場合の基準（本法第 18 条第 2 項）	26
1) 本法第 15 条第 1 項第 1 号～第 3 号までに掲げる基準への適合（本法第 18 条第 2 項第 1 号）	26
2) 公共の利益の増進又はやむを得ない事情（本法第 18 条第 2 項第 2 号）	27
(3) 認定公募占用計画の変更内容の公示（本法第 18 条第 3 項）	27
(4) 軽微な変更についての変更の届出（本法第 18 条第 4 項）	27
第 4 章 占用公募を行った場合における占用許可	28
1. 選定事業者及び国土交通大臣の義務（本法第 19 条）	28
(1) 選定事業者の責務（本法第 19 条第 1 項）	28
(2) 占用許可及び占用料（本法第 10 条第 6 項、第 19 条第 2 項）	28
1) 占用許可（本法第 19 条第 2 項）	28
2) 占用料（本法第 10 条第 6 項）	29
(3) 選定事業者以外の占用の禁止（本法第 19 条第 3 項）	29
第 5 章 地位の承継、認定の取消	30
1. 地位の承継（本法第 20 条）	30
(1) 選定事業者の一般承継人（本法第 20 条第 1 項第 1 号）	30
(2) 発電設備の所有権等を取得したもの（本法第 20 条第 1 項第 2 号）	30
2. 計画の認定の取消し（本法第 21 条）	31
第 6 章 罰則	32
1. 罰則（本法第 31 条、第 32 条）	32
第 7 章 本運用指針の補足	33
1. 運用指針の補足	33
別紙 参加資格	34

第1章 総則

1. 本運用指針の位置付け

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「本法」という。）においては、経済産業大臣及び国土交通大臣が、本法第7条により政府が定める基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって、気象、海象その他の自然的条件が適当であること、航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことがないこと、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることなど一定の基準に適合するものを海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）として指定できることとされている。促進区域の指定後は、当該促進区域において海洋再生可能エネルギー発電事業（以下「発電事業」という。）の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる者を公募によって選定することとなる。
- (2) 占用公募制度における法定の手続は以下のとおりである。
 - ① 経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定したときは、促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）の整備を行うことにより発電事業を行うべきものを選定するために、基本方針に即して、公募の実施及び促進区域内海域の占用に関する指針（以下「公募占用指針」という。）を定めなければならない（第13条）。
 - ② 公募に応じて選定事業者となろうとする者は、その設置しようとする発電設備のための促進区域内海域の占用に関する計画（以下「公募占用計画」という。）を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない（第14条）。
 - ③ 経済産業大臣及び国土交通大臣が、提出された公募占用計画を審査・評価し、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる者を選定事業者として選定する（第15条）。
 - ④ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が提出した公募占用計画を認定し、当該計画の概要、有効期間（最大30年間）、促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間等を公示しなければならない（第17条）。
- (3) また、公募占用計画の認定を受けた選定事業者に対しては、以下の義務が課せられるとともに、占用にかかる地位が与えられることとなる。
 - ① 選定事業者は、認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に従って発電設備の設置及び維持管理をしなければならない（第19条第1項）。
 - ② 国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき本法第10条第1項の占用の許可の申請があった場合、当該許可を与えなければならない（同条第2項）。

③ 選定事業者以外の者は、経済産業大臣及び国土交通大臣により公示された占用の期間内は、公示された促進区域内海域の占用の区域について、占用の許可を申請することができない（同条第3項）。

(4) 本運用指針は、占有公募制度の具体的な運用方針を記載したものである。

なお、経済産業大臣及び国土交通大臣による促進区域の指定に関する具体的な運用については、別途定める「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」を参照されたい。

2. 用語の定義

海洋再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）

本法における発電設備とは、洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル（陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。）を含めるものとする。

第2章 公募

1. 公募占用指針の策定、公示等（本法第13条）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定したときは、促進区域内海域において発電設備の整備を行うことにより発電事業を行うべき者を公募により選定するために、基本方針に即して、法13条の規定に基づき公募占用指針を定めなければならない。

(1) 公募占用指針の策定の概要

本法第13条第1項の規定に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定したときは、促進区域内海域において発電設備の整備を行うことにより発電事業を行うべき者を公募により選定するために、基本方針に即して、公募占用指針を定めなければならない。

また、公募占用指針には、本法第13条第2項各号に基づき、以下の事項について記載することとされている。

- ① 発電設備の区分等
- ② 促進区域内海域の占用の区域
- ③ 促進区域内海域の占用の開始の時期
- ④ 発電設備の出力の量の基準
- ⑤ 公募の参加者の資格に関する基準
- ⑥ 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
- ⑦ 供給価格上限額
- ⑧ 公募に基づく再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条の3第1項に規定する基準価格又は同法第3条第2項に規定する調達価格の額の決定の方法
- ⑨ 対象発電設備区分等に係る再エネ特措法第2条の3第1項に規定する交付期間又は同法第3条第2項に規定する調達期間
- ⑩ 再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請の期限
- ⑪ 港湾に関する事項
- ⑫ 撤去に関する事項
- ⑬ 公募占用計画の認定の有効期間
- ⑭ 関係行政機関の長等との調整に関する事項
- ⑮ 選定事業者を選定するための評価の基準
- ⑯ その他必要な事項

このうち、①又は④から⑩までの各項目を定めようとするときは、本法第13条第4項に基づき、あらかじめ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならず、当

該意見を尊重した上で定めることとされており、また、⑮評価の基準を定めようとするときは、本法第13条第5項及び本法施行規則第3条に基づき、あらかじめ、関係都道府県知事と2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。

(2) 公募占用指針に定めるべき事項（本法第13条第2項各号）

本法第13条第2項各号において公募占用指針に定めなければならない事項を規定している。具体的に記載すべき内容は、以下のとおりとする。

1) 発電設備の区分等（本法第13条第2項第1号）

公募の対象とする発電設備の区分を記載する。

具体的には、促進区域における自然的条件等を踏まえ、「風力発電設備（着床式洋上風力）」又は「風力発電設備（浮体式洋上風力）」などと記載する。

2) 促進区域内海域の占用の区域（本法第13条第2項第2号）

促進区域内海域の占用の区域をその詳細が明らかとなるよう面積を記載するとともに位置図を添付する。

3) 促進区域内海域の占用の開始の時期（本法第13条第2項第3号）

公募後に選定事業者が発電設備の建設工事に着手し、海域の占用を開始するまでには、発電設備の詳細設計のために必要な調査・調整や、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく調査・予測・評価及び施設の設計等（以下「各種調整及び調査設計等」という）を行うことが必要となるため、占用の開始の時期は、各種調整及び調査設計等に要する期間に左右されることとなる。

一般的には、各種調整及び調査設計等に5年程度の期間を要するとみられることから、公募占用指針においては、各種調整に要する期間を考慮し1年程度の余裕をみて、例えば『法第19条第1項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占用開始の時期は、認定から原則6年以内とする』と記載する。

4) 発電設備の出力の量の基準（本法第13条第2項第4号）

「出力の量の基準」とは、事業者が公募に参加する際に提案可能な発電設備の出力の範囲をいう。その内容については、系統に流れる電気は系統容量を限度としたうえで、促進区域の指定時に決められた出力（系統容量¹）から±20%の範囲で、事業者の裁量を認める方向で調達価格等算定委員会の意見を聴き、これを尊重して定める。

¹ 促進区域の面積に比べて確保された系統が大きい場合はダウンサイジングの必要性等を検討する。

ただし、例えば、日本版コネクト&マネージ（想定潮流の合理化）を踏まえた系統状況に影響を与える場合など、このような範囲で発電設備を設置することが技術的に難しい場合もあるため、事業者の裁量の範囲については、地域の系統状況等も踏まえ、促進区域の指定時に決められた出力から±20%の範囲で、一般送配電事業者と協議の上、公募占用指針毎に決定する。

5) 公募の参加者の資格に関する基準（本法第13条第2項第5号）

「公募の参加者の資格に関する基準」は、調達価格等算定委員会の意見を聴き、これを尊重して定める。参加資格の例示は別紙のとおりとする。

6) 保証金の額その他保証金に関する事項、供給価格上限額、基準価格又は調達価格の額の決定方法、交付期間又は調達期間、再エネ特措法認定の申請の期限（本法第13条第2項第6号～第10号）

保証金の額その他保証金に関する事項、供給価格上限額、基準価格又は調達価格の額の決定方法、交付期間又は調達期間²、再エネ特措法の事業計画認定の申請期限については、再エネ特措法に基づく入札の事例等を参考にしつつ、調達価格等算定委員会の意見を聴いた上、これを尊重して定める。

7) 港湾に関する事項（本法第13条第2項第11号）

発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関して、促進区域と一体的に利用できる港湾及び当該港湾内のふ頭並びに当該ふ頭の諸元（岸壁水深、岸壁延長、最大耐荷重、面積等）及び利用条件（利用可能期間、貸付料の基礎となる額等）を公募占用指針において明記する。

8) 撤去に関する事項（本法第13条第2項第12号）

「撤去に関する事項」については、以下の事項に留意し、撤去の考え方を含めた公募占用計画を策定しなければならないことを明記する。

² 本法上、公募占用計画の有効期間は最大30年間とされているが、これは、環境アセスメント（4～5年程度）と建設作業（2～3年程度）、事業実施（20年程度）、撤去（2年程度）の期間を合わせて、余裕をもたせて設定しているものである（事業実施期間20年は現行の再エネ特措法認定制度における交付期間又は調達期間を前提としたもの。本法においては調達価格等算定委員会の意見も聴いたうえで交付期間又は調達期間を定めることとなる）。このため、発電事業の実施期間は基本的には20年間で想定しているものの、選定された事業者が、環境アセスメントや建設作業等を速やかに実施すれば、交付期間又は調達期間が現行通り20年間であることを前提としても、交付期間又は調達期間外の事業として20年後も事業を継続することは可能であり、公募の際に、事業実施期間を20年以上（例えば25年）に設定して公募占用計画を作成することも可能である。ただし、一度定めた事業開始時期を安易に変更することは望ましいものではないため、運転開始期限日を公募占用計画の事業実施時期とし、これを超えた場合は、交付期間又は調達期間を短くするといった方向で、調達価格等算定委員会の意見も聴いたうえで、公募占用指針において交付期間又は調達期間を決めることとなる。

- ① 撤去に当たっては、関係法令を遵守すること
 - ② 占用許可期間の終了後又は公募占用計画の提出者が経営破綻した場合に備えた撤去方法や撤去費用の確保に関する方法を示すこと（※）
- ※ 欧州においては、事業終了時に発電設備を撤去することとしているほか、事業者に対し、政府宛の銀行の保証状の差入れ等の方法により、解体・撤去費用を確保するための措置を講じている。本法の運用に当たっても、選定事業者に対し、第三者による保証など、倒産時を含めて撤去を確実に担保するための方策を義務付けることとする。第三者の保証については、差し入れる保証の額や保証の開始時期等について、海外の事例等を踏まえ、公募占用指針において定める。

9) 公募占用計画の認定の有効期間（本法第 13 条第 2 項第 13 号）

洋上風力発電事業は、長期にわたる運転が想定されるとともに、各種調整及び調査設計等の準備についても一定程度の期間を要することが見込まれるため、当該占用に係る事業の安定性を確保する観点から、本法第17条第1項の認定の有効期間（以下「認定有効期間」という。）は、本法第13条第3項の規定を踏まえ、原則30年とすることとし、公募占用指針にその旨を明記する。

10) 関係行政機関等の長等との調整に関する事項（本法第 13 条第 2 項第 14 号）

洋上風力発電事業の実施のためには、地元関係者等の理解を得る必要がある。その基本となるのは、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整であり、事業の実施にあたっては、関係法令を厳守するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長とよく調整し、理解にずれが生じないように努めることとする旨を公募占用指針に記載する。

11) 選定事業者を選定するための評価の基準（本法第 13 条第 2 項第 15 号）

評価基準は、以下の方針を原則としつつ、関係都道府県知事及び2名以上の学識経験者の意見を聴取したうえで定める。

① 評価基準の基本的な考え方

公募占用計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能かという観点から、価格と事業の実現性に関する要素を総合的に評価することとし、その方法は各項目を独立して評価する加算方式により行うことを基本とする。

なお、事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、当面は1：1とするこ

とし、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、供給価格に重点を置いた配点の見直し等を検討する。

また、価格と事業の実現性に関する要素については以下のとおり評価することとする。

ア 価格の評価

価格は以下の算出式により評価する。

$$\text{価格点} = (\text{最低入札価格} / \text{提案価格}) \times (\text{満点} \text{【120点】})$$

F I P制度のもと、上記に示す価格点算出式を用いる場合は、市場価格を十分に下回る水準で「ゼロプレミアム水準」を設定する。提案価格が「ゼロプレミアム水準」以下の場合は、当該価格点を一律120点とする。また、「ゼロプレミアム水準」を下回る価格の提案があった場合、「ゼロプレミアム水準」以上の価格を提案した者の価格点を算出する際は、算出式における「最低入札価格」は「ゼロプレミアム水準」とする。

なお、「ゼロプレミアム水準」を設定する場合には、調達価格等算定委員会の意見を聴取し、これを尊重して定める。

イ 事業の実現性に関する要素の評価

事業の実現性に関する要素は、（i）事業の実施能力、（ii）地域との調整や地域経済等への波及効果という観点から評価することとする。本項に記載する方法により得た各評価項目の合計点を基礎として、事業実現性評価点は以下の算出式により評価する。

$$\text{事業実現性評価点} = (\text{提案者の評価点} / \text{同一の促進区域における公募参加者の最高評価点}) \times (\text{満点} \text{【120点】})$$

事業計画の迅速性評価については今後エネルギーミックス等のエネルギー政策の目標や日本版セントラル方式の導入等の状況変化も踏まえつつ、必要に応じて評価の考え方は適宜見直しを検討する。

（確認の項目及び確認の方法）

各項目の具体的な確認の方法は、以下を目安として、地域ごとの特性に応じて公募占用指針において定めることとする。

【事業実現性に関する項目（例）】

大項目	中項目	小項目	確認方法の例
事業の実施能力	事業計画の迅速性		・事業実現性が認められる計画の運転開始時期の迅速性を評価
	事業計画の基盤面	事業実施体制・実績	・公募事業と親和性のある事業実施実績の有無や適切な事業実施体制が構築されているかを評価
		資金・収支計画	・適切な財務計画となっているかを評価
	事業計画の実行面	運転開始までの事業計画	・スケジュール、配置、設備構造、施工計画、工事工程の適切性を評価
		運転開始以降の事業計画	・維持管理、撤去の適切性を評価
	電力安定供給		・電力の安定供給の観点から、安定供給や故障時の早期復旧に資するようなハード・ソフトに係るサプライチェーンの強靱性を評価
地域との調整、地域経済等への波及効果	関係行政機関の長等との調整能力		・知事意見を聴取 ・関係行政機関の長等との調整実績を評価
	周辺航路、漁業等との協調・共生		・知事意見を聴取 ・地域や漁業等との協調・共生策の提案内容を評価
	地域経済波及効果		・知事意見を聴取 ・経済波及効果の因子の確からしさや経済波及効果の内容を評価
	国内経済波及効果		・経済波及効果の因子の確からしさや経済波及効果の内容を評価

（評価の配点）

事業の実現性に関する要素の評価の配点については、一定の目安を設けることとし、以下を原則として公募占用指針において定めることとする。

i) 「事業実施能力」と「地域との調整等」に関する項目の評価の配点

確実な事業実施の観点から事業実施能力は重要な要素である一方で、洋上風力発電を実施する上では、地元の理解を得ることが不可欠である。このことを踏まえ、事業実施能力と地域との調整等の配点は2：1とする。

ii) 事業実現性に係る各要素の評価の配点

事業の実施能力について、エネルギー政策目標との整合性の観点から事業計画の迅速性を評価する。また、事業計画の信頼性や実現可能性の観点を確認するため、計画の根幹に関わる基盤面と計画の実施に関わる実行面に分けて評価する。事業計画の迅速性や基盤面、実行面や電力安定供給の配点については、以下を原則としつつ、公募占用指針において定める。

そのほかの「地域との調整」と「地域経済等への波及効果」等の項目については、それぞれが重要であり、これらが合わさって初めて国民や地元理解が得られるものであるため、同等に評価する。

【事業の実現性に関する評価の配点】

大項目	中項目	小項目
事業の実施能力 (80 点)	事業計画の迅速性 (20 点)	
	事業計画の基盤面 (20 点)	事業実施体制・実績 (10 点)
		資金・収支計画 (10 点)
	事業計画の実行面 (20 点)	運転開始までの事業計画 (15 点)
		運転開始以降の事業計画 (5 点)
	電力安定供給 (20 点)	
地域との調整、地域経済等への波及効果 (40 点)	関係行政機関の長等との調整能力 (10 点)	
	周辺航路、漁業等との協調・共生 (10 点)	
	地域経済波及効果 (10 点)	
	国内経済波及効果 (10 点)	

(採点方法)

事業実現性に関する要素の評価の採点方法は、以下のとおりとする。

- i) 5 段階の階層（トップランナー、優れている、ミドルランナー、良好、最低限必要なレベル）＋失格を設けて採点する。
- ii) トップランナーを満点として、トップランナー (100%)、優れている (75%)、ミドルランナー (50%)、良好 (25%)、最低限必要なレベル (0%)、失格として採点する。
- iii) 事業計画の迅速性については、エネルギーミックス等の政策目標と整合的な運転開始時期に関する絶対基準を設定する。その際、当該促進区域と

一体的に利用できる港湾の利用可能期間等を踏まえ想定される最速の運転開始時期を考慮した段階評価を、公募占用指針において区域毎に設定する。また、事業計画の実現性を考慮して評価を行う。

(「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点が5割未満の場合は迅速性評価は0点、5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点比率(配点40点に対する比率)を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする。)

(評価基準)

上記を踏まえ、以下の各階層の評価の考え方を基本的な方針として、公募占用指針において各評価項目毎に階層評価の具体的な基準を定める。

評価区分	評価の基本的な考え方 【事業実施能力関係】 ※事業計画の迅速性を除く	評価の基本的な考え方 【地域調整、波及効果関係】 ※国内経済波及効果を除く
トップランナー	「優れている」の基準を満たすもののうち、洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、特に優れた提案がなされているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。
優れている	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。
ミドルランナー	「良好」を満たすもののうち、洋上風力発電事業を確実・効率的に実施する上で必要な検討が具体的になされているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。
良好	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。
最低限必要なレベル	事業計画において最低限満たす必要のある内容を満たしているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

12) 公募の実施に関する事項及びその他必要な事項（本法第 13 条第 2 項第 16 号）

公募占用計画に記載すべき事項その他公募の実施に当たり必要となる以下の事項等について記載する。

① 公募占用計画に記載すべき事項

後述2. (1)の公募占用計画の記載事項について、公募占用指針に記載する。

② 占用の許可条件

国土交通大臣が促進区域の占用を許可する際には、本法第10条第5項に基づき、国土交通大臣が促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に必要な限度において、条件を付することができるとされている。

洋上風力発電施設の設置・運営にあたり占用を許可する際に付する特有の条件として、例えば、次の事項が考えられ、これらについて公募占用指針に記載する。

- ・選定事業者は、発電設備の設置までに協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること
- ・台風後等の流木の発生、船舶の座礁事故等が発生した場合には、その除去工事にあたって、補償を伴わずに、運転の一時中断に応じること
- ・再生可能エネルギー発電設備の下部工は、港湾法の技術基準対象施設となっており、必要とされる性能に関して港湾法第56条の2の2で定める港湾の施設に関する技術上の基準に適合すること
- ・選定事業者は、撤去費用を確保すること 等

③ 提供情報

経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域の指定に係る調査において入手した促進区域の指定の基準に関する情報や他の施策との関係で配慮すべき事項に関する情報等（※）については、公募占用指針等により可能な限り事業者へ情報提供することとする。

※促進区域の指定に係る調査において入手した情報の詳細については、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン「第4章 促進区域の指定に係る手続」「5. 区域の状況の詳細な調査」参照。

特に風況と海底地質については、情報収集に要する時間・コストを勘案しつつ、以下の調査項目・調査方法を目安とし、専門的な見地も踏まえ、区域の実状に応じて情報を提供することとする。

ア. 風況は、事業性（収入）に特に大きな影響を与えることから、少なくとも実測（10分平均データの積上げ・連続12ヶ月間で観測）による1年間の風況データの調査を目安とする。

風況データの収集は、最大限精度高いデータを収集するため、最新の技術を用いた観測方法（スキヤニングライダー、フローティングライダーを用いた観測等）によることとする。

なお、現時点では、精度の高い風況観測の手法についての技術的精査がなされている途上である。このため、手法の精査を進めつつ、上記の調査によって得られた観測データは国が当該データと同じ風況等を保証するものではないことを公募占用指針に明記する。

イ. 海底地質は事業性（支出）に特に大きな影響を与えることから、少なくとも実測（地盤ごとのボーリング調査・音波探査）による地質データの調査を目安とする。

公募時に提供する風況及び地質に係る情報は上記ア.イ.を原則とするが、当初の促進区域案の決定・公募においては、以下のとおり、風況シミュレーションを活用するなどして暫定的に調査結果をまとめつつ、その後も情報収集を継続した上で情報を追完することとする。

ア 促進区域案の決定時には、主としてNEDO風況シミュレーションマップを活用する。

イ 公募時には、当該時点までに収集可能な実測データを提供するとともに、専門的な知見を踏まえつつ、1年間の風況シミュレーションを行うことを検討する。

ウ その後、引き続き風況の実測を継続し、1年間の実測データが得られた時点で、当該データを追加的に公表する。

④ 公募参加者一人あたりの落札数の制限に関する事項

同一の公募で複数区域の事業者選定を行う場合に、多数の事業者へ参入機会を与える観点から公募参加者一人あたりの落札数の制限を実施する場合には、落札制限に関する具体的な方法を公募占用指針に明記する。なお、落札数の制限の実施にあたっては、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし、さらに同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討する。

⑤ その他必要な事項

ア. 承継される系統の容量とその価格

- ・公募の実施に当たり、事業者が確保している系統を活用する場合³は当該系統に係る契約を事業者間で承継することとなるため、承継すべき系統の容量とその価格を公募占用指針に明記する。

※当該価格は承継する者とされる者が、不当に利益を得、又は不当な不利益を被らないように、当該承継に必要な客観的に計算された価格とする

※選定された事業者が、承継される容量以下で事業を実施する場合も、公募占用指針に記載される承継される系統の容量のすべてについて承継を受けることとする。

イ. オプションの付与

- ・公募の検討に当たり、欧州の取組を参考とした一定のオプションを付与する場合⁴には、その旨を明記する。

ウ. 漁業・地域との協調の在り方について

- ・漁業・地域との協調の在り方について協議会での協議が整った意見のうち公募の条件となる事項については、その内容を公募占用指針に記載する。また、協議会において、選定事業者による漁業影響調査の実施及びその方法について協議し、その内容を公募占用指針に記載する。

エ. 公募占用計画の履行状況の報告について

- ・法第25条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣は必要な限度において報告徴収ができる旨規定されていることを踏まえ、公募占用計画の実施状況を確認するため、選定事業者は公募占用計画の履行状況等に関する報告を経済産業大臣及び国土交通大臣に定期的（少なくとも年に1度）に実施することとし、その旨を公募占用指針に記載する。

オ. 順守すべき事項について

- ・以下の内容について順守することを公募占用指針に記載する。
 - i) 公募の開始から終了までの間は、公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様による地元関係者への接触は行わないこと
 - ii) 公募占用指針に記載された事項及び公募占用計画に従って事業を実施すること

³ 系統を確保している事業者が当該系統を占有権の公募のために活用すること（他の事業者が選定された場合は当該事業者が系統を承継すること）を希望している場合、当該系統に係る契約を事業者間で承継することを条件に公募を実施することとなる。なお、公募の結果に従って適切に系統に係る契約を承継しなかった場合は、一定の期間、公募の参加を認めないこととする。

⁴ 例えばドイツでは、先行して調査を実施している事業者が、調査結果をすべて国に引き渡すことを条件に、入札において他の事業者が提示した最低価格と同額で事業の実施が可能な場合は当該事業者が落札できることとしている。

- iii) 当該公募のために自らが確保している系統を活用することを希望した事業者は、他の事業者が選定された場合は速やかに承継し、選定された事業者は速やかに承継を受けること。承継は公募占用指針に記載されたすべての容量及び価格により実施すること。
- iv) 公募占用計画に記載した事項に偽り等がないこと
- v) 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電設備に係る関係法令を遵守すること

(3) 公募占用指針の公示（本法第14条第4項）

1) 公示

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針を策定した場合においては、ホームページへの掲載その他の方法により、これを公示する。公募占用指針の公示期間は公募占用計画の提出期限までとする。

2) 公募占用指針の変更又は取消しに伴う公示

公示後の公募占用指針の変更又は取消しは、原則として避けるべきであるが、やむを得ない事情がある場合には、変更又は取消しを行うことがあり得る。

公募占用指針の変更又は取消しを行った場合には、遅滞なくこれを公示するとともに、変更した場合は、公募占用指針を策定した場合に準じて、公募占用計画の策定期間に配慮し、十分な期間、これを公示するものとする。

2. 公募占用計画（本法第14条）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針に従って、公募に応じて選定事業者となろうとする者から公募占用計画の提出を求めるものとする。公募占用計画には、占用の区域及び期間、発電設備の構造、施工計画等（工事や維持管理の方法等）及び財務状況（資金計画、収支計画）に加え、事業実施体制等の記載を求めることとする。

(1) 公募占用計画の記載事項（本法第14条第2項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針に従い、公募に応じて選定事業者になろうとする者に対し、公募占用計画の提出を求めるものとする。公募占用計画には、本法第14条第2項に基づき、次に掲げる事項の記載を求めることとする。

なお、洋上風力発電事業の特性上、事項によっては詳細な内容を示すことは容易ではないものがあると考えられるため、公募段階においては概略を示した資料とすることも可能とするが、公募占用計画が認定された場合にあっては、必要な調査等を実施

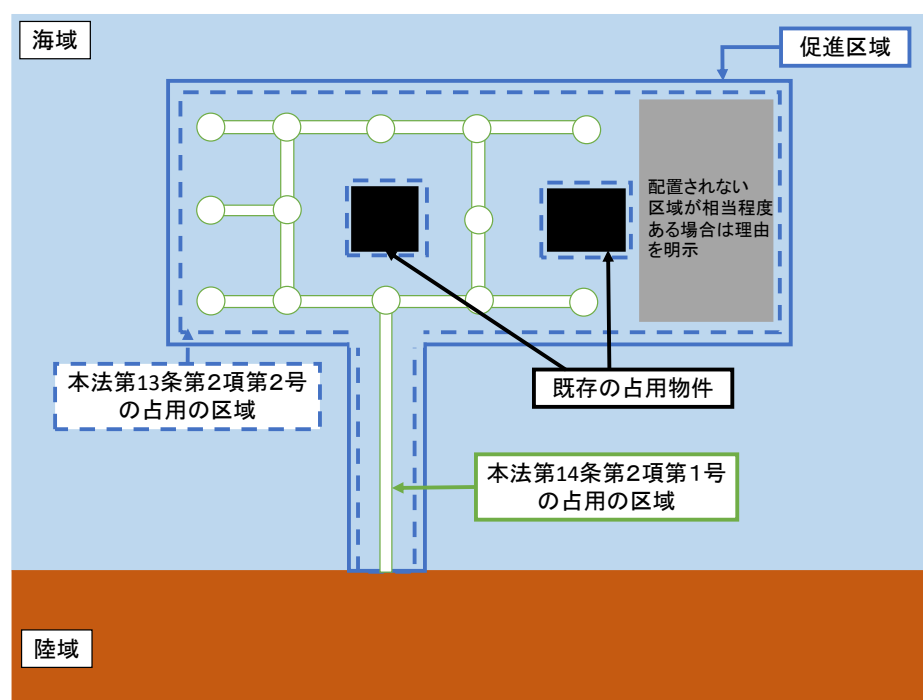
の上、遅くとも占用許可の申請前には、詳細な内容を示す資料を当該計画の変更申請をもって提出する旨記載するよう求めるものとする。

1) 占用の区域及び占用の期間（本法第14条第2項第1号及び第2号）

① 促進区域内海域の占用の区域

公募占用指針に示された占用の区域の全域を対象とすることを基本とし、現時点で想定される発電設備の配置場所の記載を求めるものとする。なお、公募占用指針で示した占用の区域は、あくまで対象区域であり、占用の許可の申請が必要となる区域は、対象区域のうち、発電設備とロータの旋回により占有することとなる区域のみになることに留意することが必要である。また、当該配置場所とする理由を添えることとし、特に事業者が提示した洋上風力発電施設の配置される区域が公募占用指針で示した占用の区域（対象区域）を大きく下回る場合は、その理由について明示するよう求めるものとする。

【法14条第2項第1号に基づく占用の区域等のイメージ】



② 促進区域内水域等の占用の期間

占用の開始時期及び占用の期間を記載する。なお、占用の期間は公募占用計画の認定の有効期間内で記載を求めるものとする。

2) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等（本法第14条第2項第3号～第14号）

① 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期

一 発電事業の内容、開始時期及びその期間が把握できる資料とする。

※ 本法上、公募占用計画の有効期間は最大30年間とされているが、これは、環境アセスメント（4～5年程度）と建設作業（2～3年程度）、事業実施（20年程度）、撤去（2年程度）の期間を合わせて、余裕をもたせて設定しているものである（事業実施期間20年は現行の再エネ特措法認定制度における交付期間又は調達期間を前提としたもの。本法においては調達価格等算定委員会の意見も聴いたうえで交付期間又は調達期間を定めることとなる）。このため、発電事業の実施期間は基本的には20年間の想定しているものの、選定された事業者が、環境アセスメントや建設作業等を速やかに実施すれば、交付期間又は調達期間が現行通り20年間であることを前提としても、交付期間又は調達期間外の事業として20年後も事業を継続することは可能であり、公募の際に、事業実施期間を20年以上（例えば25年）に設定して公募占用計画を作成することも可能。ただし、一度定めた事業開始時期を安易に変更することは望ましいものではないため、運転開始期限日を公募占用計画の事業実施時期とし、これを超えた場合は、交付期間又は調達期間を短くするといった方向で、調達価格等算定委員会の意見も聴いたうえで決められることとなる。事業者はこれに留意し、事業の開始時期を定める必要がある。

なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、占用許可期間内に事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、事業者を改めて公募することを原則とする。ただし、①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。

② 再エネ特措法第2条の2第1項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等

一 公募占用指針で示した内容を踏まえた記載を求める。

③ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備等の構造

一 構造（標準的な平面図、立面図、断面図、諸元、数量）及び地震、波浪等に関する設計条件の設定方法が把握できる資料とする。

④ 工事実施の方法

－工事の施工計画が把握できる資料とする。

⑤ 工事の時期

－工事の工程が把握できる資料とする。

⑥ 当該発電設備の出力

－発電設備の出力が把握できる資料とする。

⑦ 供給価格

－当該区域において発電事業を実施する際の供給価格を記載する。

⑧ 当該発電設備の維持管理の方法

－保守点検・維持管理の方法及び体制が把握できる資料とする。

⑨ 当該発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第1号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項

－発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、当該促進区域内海域と一体的に利用する港湾の名前、利用スケジュール並びに利用するふ頭の名称及び諸元を記載するとともに、ふ頭の位置図を添付する。

⑩ 促進区域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域等の占有をしないこととなった場合における当該発電設備の撤去の方法

－撤去方法及び撤去費用の確保に関する方法が把握できる資料とする。

⑪ 関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項

－関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料及び過去の実績等が把握できる資料とする。

⑫ 資金計画及び収支計画

－資金計画

：事業費、資本金額、出資者、出資比率

：借入額、借入の形式、金利、想定する金融機関等

：債券を発行する場合はその種類及び発行条件

－収支計画

：キャッシュフロー計算書・損益計算書（風況変動や工期、金融面（イ

ンフレや為替、金利)等に関する感度分析シナリオを含む)

: 収入に係る計画 (売上単価・オフテイク情報・プレミアム収入 (FIP 適用の場合)、設備利用率・発電量予測等)

: 費用に係る計画 (調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M費用、撤去費用 (積立内容を含む)、占用料、需給調整に伴う費用等)

: 内部収益率 (IRR)

一 資金調達の体制

: 資金調達方法、応募企業等の格付け、純資産、金融機関のLOI、金融機関の格付け、金融機関の自己資本比率、融資の実績

3) その他必要な事項 (本法第 14 条第 2 項第 15 号)

本法施行規則第 4 条において掲げる選定事業者となろうとする者の氏名、生年月日等のほか、以下の事項について、公募占用計画への記載を求めることとする。

ア 評価基準に係る事項について

本法第 13 条第 2 項第 15 号の評価基準に基づく評価を実施するに当たり必要な事項について、公募占用計画への記載を求めることとする。

イ 公募占用計画の履行状況の報告について

本法第 25 条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣は必要な限度において報告徴収ができる旨規定されていることを踏まえ、公募占用計画の実施状況を確認するため、選定事業者は公募占用計画の履行状況等に関する報告を経済産業大臣及び国土交通大臣に定期的 (少なくとも年に 1 度) に実施することとし、報告するタイミング及び実施体制を公募占用計画に記載することとする。

ウ 順守すべき事項について

以下の内容について順守することの宣誓書を添付することとする。

- i) 公募の開始から終了までの間は、公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様による地元関係者への接触は行わないこと
- ii) 公募占用指針に記載された事項及び公募占用計画に従って事業を実施すること
- iii) 当該公募のために自らが確保している系統を活用することを希望した事業者は、他の事業者が選定された場合は速やかに承継し、選定された事業者は速やかに承継を受けること。承継は公募占用指針に記載されたすべての容量及び価格により実施すること。

- iv) 公募占用計画に記載した事項に偽り等がないこと
- v) 当該公募占用計画に係る再生可能エネルギー発電設備と電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する電気事業者から、当該電気事業者がその供給する電気の電圧及び周波数の値を電気事業法（昭和39年法律第170号）第26条第1項（同法第27条の26第1項の規定により準用される同法第26条第1項の規定を含む。）に規定する経済産業省令で定める値に維持するために必要な範囲で、当該再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制その他の協力を求められたときは、これに協力すること
- vi) 当該公募占用計画に係る再生可能エネルギー発電設備には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること
- vii) 当該公募占用計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電を開始したときは、当該発電設備の設置に要した費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の開始に係る情報について、経済産業大臣に提供するものであること。
- viii) 当該公募占用計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の量に関する情報及び当該発電設備の運転に要する費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報について、経済産業大臣に対して提供するものであること。

(2) 公募占用計画の提出期間（本法第14条第4項）

公募占用計画の提出期限は、公募占用指針を公示した日の翌日から原則として6か月以上の期間をとって設定することを基本とする。提出期限までに経済産業大臣及び国土交通大臣が指定する提出場所に到達しなかった公募占用計画は受理しないこととし、その旨及び提出場所を公募占用指針に記載するものとする。

第3章 選定事業者の選定、公募占用計画の認定

1. 選定事業者の選定（本法第15条）

公募による事業者選定は以下の2段階のプロセスで実施する。

- ① 事業者が提出した公募占用計画につき、本法第15条第1項各号に掲げる基準（以下「適合基準」という。）に適合していることを審査する。
- ② 適合基準に適合する全ての公募占用計画について評価の基準に従い評価し、「発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切である」と認められる者を選定する。

【事業者選定手続のイメージ】



(1) 公募占用計画の審査（本法第15条第1項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者となろうとする者から公募占用計画が提出されたときは、当該公募占用計画が本法第15条第1項各号の適合基準に適合するかを審査しなければならない。

適合基準は、発電事業を実施する上で最低限必要な基準（事務的又は技術的に適合の判断が可能な基準）とし、その審査は、事務局で実施する。

1) 公募占用指針との適合性の審査（本法第15条第1項第1号）

当該公募占用計画について、供給価格が供給価格上限額以下であることその他公募占用指針に照らし適切なものであることを審査する。具体的には、本法第13条第2項に示された公募占用指針の各項目について、明らかに指針の求める要求事項に合致していない計画は不適合とする。

2) 本法第10条第2項に該当しない計画であることの審査（本法第15条第1項第2号）

当該公募占用計画に係る促進区域内海域の占用が本法第10条第2項の許可をして

はならない場合に該当しないものであることを審査する。

具体的には、促進区域内の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画は不適合とする。

3) 本法第15条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令への適合性の審査 (本法第15条第1項第3号)

発電設備及びその維持管理の方法については、本法施行規則第5条に定める基準に適合することを審査する。

4) 公募占用計画の提出者の審査 (本法第15条第1項第4号)

公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査する。原則として、前記「公募の参加者に関する基準」に基づき審査する。

(2) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定 (本法第15条第2項、第3項、第4項)

1) 評価 (本法第15条第2項)

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画が適合基準に適合していると認められるときは、その全ての公募占用計画について、公募占用指針に示した評価基準に従って評価を行う。

2) 選定及び学識経験者の意見の聴取 (本法第15条第3項、第4項)

経済産業大臣及び国土交通大臣は、評価の基準に基づく評価に従い、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定する。

経済産業大臣及び国土交通大臣が選定事業者を選定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。前記のとおり、評価基準が定性的な基準であることを踏まえ、公募占用計画の評価は、学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見を踏まえて行うこととする。

第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ等があることや、公募占用計画が企業情報を含むこと等から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項第2号イ及びロ、同項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程を非公開とすることと

する。ただし、選定が完了した段階で、選定結果及びその理由等については公表するものとする。

また、第三者委員会の委員については、審査内容の口外禁止や公表までの間の事業者等との接触報告などの条件を課した上で、事業者選定終了後、公募占用計画を認定する際にあわせて委員名を公表する。

評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、地域の代表としての都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、都道府県知事の意見を参考聴取し、公募の公平性・公正性を踏まえつつ合理的な理由とともに都道府県知事の意見が示された場合には、その意見を最大限尊重して評価を実施する。

評価の透明性確保の観点から、知事意見を策定するのに当たり適用される評価基準については、本法第13条第5項に基づく公募占用指針に関する関係知事への意見聴取の際、当該知事からあわせて回答いただくこととし、公募占用指針に記載する。

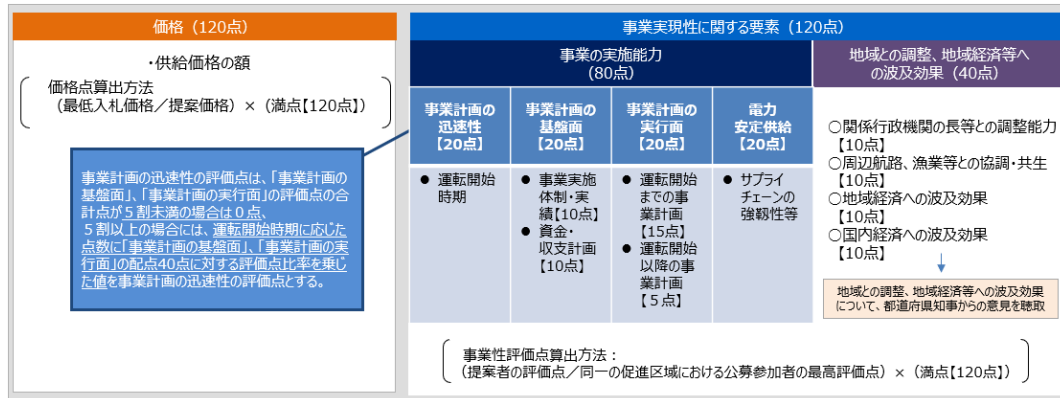
なお、都道府県知事意見を策定する際に、地域の意見を代表するために都道府県知事が関係市町村、漁業関係者等の意見を聴取することが重要である。その場合には、公募の公平性・公正性を担保する観点からは委員会形式で意見聴取を行うことが望ましい。その際、当該海域の公募占用計画の策定に直接関わっている者や事業に関する業務を受注している企業関係者などは、公募の公平性の観点から意見聴取対象から除外する必要がある。

また、公募においては、地域との調整が評価基準とされているところ、公正な評価を行うためには、公募の期間中、公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様によって事業者が地元の関係者と接触してはならないこととする。

※ 具体的には、以下のような方策が考えられる。

- ① 事業者が公募に参加する際に、公募の開始から終了までの間は、公募による事業者選定手続きの公平性・透明性・競争性を阻害する態様による地元関係者への接触は行わないことの宣誓書の提出を求める。
- ② これに違反したことが発覚した場合、①公募占用計画の取消し、②一定期間公募への参加を認めないこと、といった措置を検討する。

【公募占用計画の評価】



第三者委員会の評価

経済産業大臣、国土交通大臣による評価

3) 通知（本法第15条第6項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画の審査、評価により選定事業者を選定したときは、選定された者及び選定されなかった者に対しその旨を通知する。また、選定の結果及びその理由について、速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表するものとする。

選定結果の公表内容については、以下の内容を公表することを基本とする。

【選定結果公表時の公表内容】

ア) 選定事業者/非選定事業者いずれも以下を公表

- i) 事業者名、構成員名
- ii) 事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）
- iii) 評価点（供給価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳及び講評

イ) 選定事業者は、ア)に加えて、事業計画の要旨として以下を公表

- i) 供給価格
- ii) 事業実施体制
- iii) 工事計画（スケジュール、利用する港湾名、港湾利用スケジュール）
- iv) サプライチェーン形成計画の概要
- v) 地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果

4) その他（選定事業者の辞退等）

選定事業者の辞退等については、法律上は特段の定めはなく、経済産業大臣及び国土交通大臣は、認定前の繰上げが発生しないよう慎重に事業主体の選定を行うことが望ましい。

ただし、選定事業者の公募占用計画に不備があった場合、または選定事業者が辞退した場合には、あらかじめ公募占用指針に定めた上で、適切な候補者がある場合には、他の参加者を繰り上げて選定事業者とする。

選定事業者が認定後に事業中止を決定した場合は、中止理由を確認の上、改めて公募の実施の是非を検討し、必要に応じ、再度公募を行うことが望ましい。

2. 調達価格等の決定及び公募占用計画の認定（本法第16条、第17条）

経済産業大臣は、公募の結果を踏まえ、選定事業者における発電設備に係る基準価格及び交付期間又は調達価格及び調達期間を定め、これを告示する。

また、経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者の選定、通知後、公募占用計画が適当である旨を認定し、認定したときは、認定を受けた公募占用計画の概要、認定した日及び認定の有効期間並びに指定した促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を公示しなければならない。

(1) 基準価格及び交付期間又は調達価格及び調達期間（本法第16条）

経済産業大臣は、公募占用指針に従い、公募の結果を踏まえ、選定事業者における発電設備に係る基準価格及び交付期間又は調達価格及び調達期間を定め、これを公示する。

(2) 公募占用計画の認定（本法第17条第1項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者を選定し、その旨を通知後、選定事業者が提出した公募占用計画を認定するものとする。

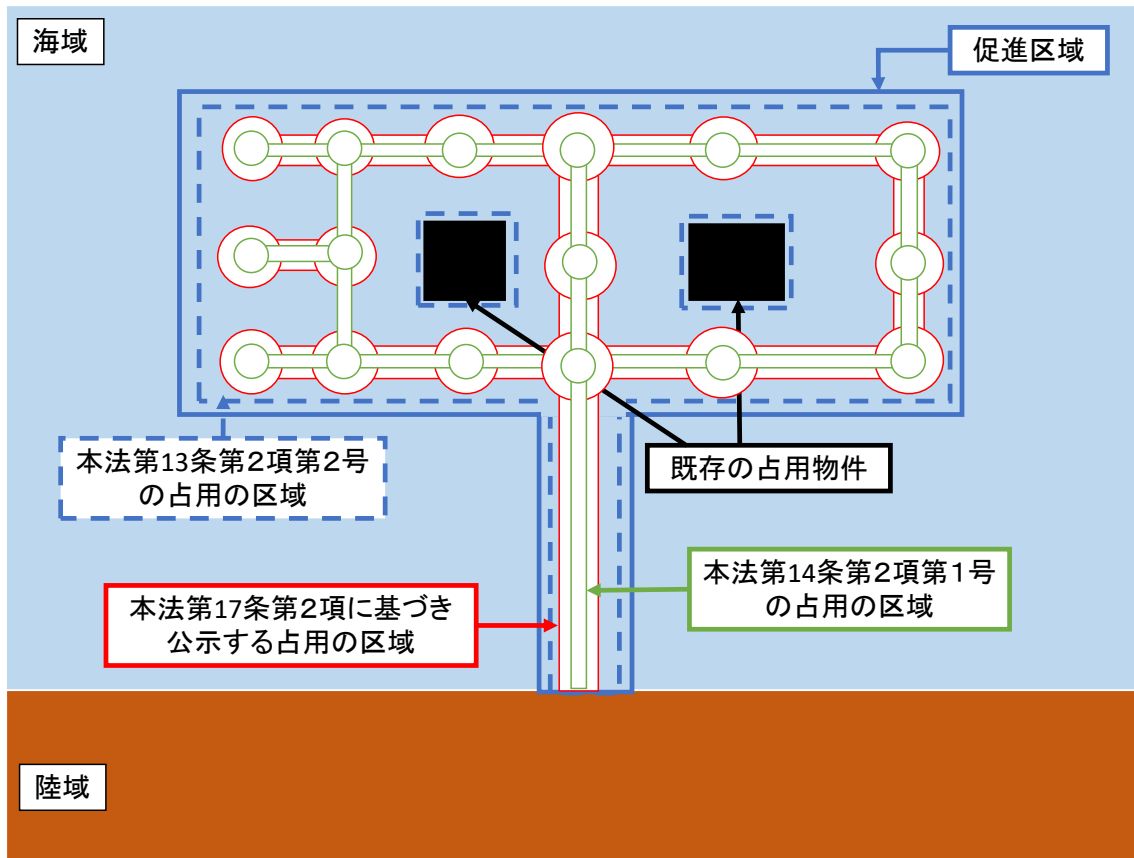
(3) 認定の有効期間等の公示（本法第17条第2項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画を認定したときは、当該認定を受けた公募占用計画の概要、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに指定した促進区域内の占用の区域及び占用の期間を公示しなければならない。

なお、本規定に基づき公示する促進区域内の区域は、本法第19条第3項の規定により、選定事業者以外の者が占用許可の申請ができない区域となるため、占用許可が必要な区域を含めることが必要となり、発電設備の設置や維持管理に必要となる区域を勘案して指定することとなる。

また、ここで指定する区域の全てが占用を許可する区域とはならないものの、選定事業者以外の者の占用の申請を制限することとなることに留意して、指定する区域は必要最小限にすべきであり、また、建設段階や維持管理段階に応じて指定する区域を柔軟に変更することを考慮すべきである。

【本法第17条の規定に基づき公示される区域等のイメージ】



3. 公募占用計画の変更等（本法第18条）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画の変更の認定の申請があった場合には、本法第18条第2項に定める基準に適合すると認める場合に限り、変更の認定を行うことができる。

なお、公募占用計画の変更の認定にあたっては、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切な者を選定したことを踏まえ、公募の公平性を損なうこととならないように留意することが必要である。

(1) 認定公募占用計画の変更（本法第18条第1項）

公募占用計画の認定後、選定事業者において、各種調査、関係者調整等を実施した上で、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募占用計画を変更せざるを得ない場合が想定される。

認定公募占用計画の変更にあたっては、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければならない。変更の申請があった場合には、変更後の公募占用計画が本法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていること、洋上風力発電にかかる技術の向上など公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること

又はやむを得ない事情があること等、本法第18条第2項に定める基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができる。

ただし、本法第18条第1項ただし書、本法施行規則第7条により、公募占用計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更など、認定公募占用計画の実施に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更については、公募占用計画の変更の認定を受ける必要はない。

(2) 変更を認める場合の基準（本法第18条第2項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者から計画変更の認定の申請があったときは、本法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認める場合に限り、変更の認定をするものとする。

なお、認定公募占用計画は、公募に基づく審査及び評価を経て認定されたものであり、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくないため、その変更理由が真にやむを得ないものであるか確認することが必要である。

また、変更の認定の判断に当たっては、本法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合することが明らかでない場合など、必要に応じて学識経験者または第三者委員会の意見を聴取することも考慮する。

1) 本法第15条第1項第1号～第3号までに掲げる基準への適合（本法第18条第2項第1号）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更後の公募占用計画が本法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていることを確認する。

① 公募占用指針に照らし適切なこと（本法第15条第1項第1号）

本法第13条第2項に示された公募占用指針の各項目について、明らかに公募占用指針の求める要求事項に合致していない公募占用計画の変更は認定しない。

- － 区域、期間が公募占用指針の記載に適合しない公募占用計画の変更
- － 構造や工事実施の方法、維持管理方法等が示されていない公募占用計画の変更
- － その他事業実施体制、許可条件への対応について、事業の確実な実施が難しくなると考えられる公募占用計画の変更

② 本法第10条第2項に該当しないこと（本法第15条第1項第2号）

- － 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画の変更は認定しない。

③ 発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省令の基準に適

合していること（本法第15条第1項第3号）

2) 公共の利益の増進又はやむを得ない事情（本法第 18 条第 2 項第 2 号）

第2の基準として、経済産業大臣及び国土交通大臣は、当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があることを確認する。

公共の利益の一層の増進又はやむを得ない事情としては、例えば、新たな技術的知見により工事实施の方法等の変更が妥当な場合、技術革新等により発電設備等の変更が妥当な場合などが考えられる。

ただし、これらの場合であっても、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないことに留意することとする。

また、港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないこととする。

(3) 認定公募占用計画の変更内容の公示（本法第 18 条第 3 項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更の認定をしたときは、当該認定を受けた公募占用計画の概要、認定をした日、認定の有効期間並びに指定した促進区域内海域の占用の区域、占用の期間及び変更の内容について公示しなければならない。

(4) 軽微な変更についての変更の届出（本法第 18 条第 4 項）

前記のとおり、公募占用計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更など、認定公募占用計画の実施に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更については、公募占用計画の変更の認定を受ける必要はない。もっとも、選定事業者が軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

第4章 占用公募を行った場合における占用許可

1. 選定事業者及び国土交通大臣の義務（本法第19条）

選定事業者は、認定公募占用計画に従い、発電設備の設置及び維持管理を行わなければならない。

本規定に違反することなく、選定事業者から認定公募占用計画に基づき占用の許可の申請があった場合においては、国土交通大臣は促進区域内海域の占用の許可を与えなければならない。

なお、占用の許可の期間中であっても、認定公募占用計画に従った発電設備の設置や維持管理が実施されず、国土交通大臣により公募占用計画の認定が取り消された場合にあっては、占用の許可も取消しとなる。

(1) 選定事業者の責務（本法第19条第1項）

選定事業者は、本法第19条第1項の規定により、認定公募占用計画に従って、発電設備の設置及び維持管理を行わなければならない。

そのため、選定事業者は、認定公募占用計画に記したスケジュール等に従って設置工事等に必要な各種調整及び調査設計等を実施し、認定公募占用計画に記した工事実施の方法等に従って発電設備の設置及び維持管理を行うことが必要となる。

この義務を履行していない場合、例えば、選定事業者が設置工事を実施するまでの準備段階において認定公募占用計画に示した必要な業務を実施していないなど予定より遅延し、その結果、当該計画で示した工事の時期に工事を実施することができないことが確認された場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣は本法第21条の規定に基づき公募占用計画の認定を取り消すことができる。

しかしながら、やむを得ない事情により遅延した場合など本法第18条に規定する基準に適合する場合にあっては、選定事業者からの申請により当該計画の変更が可能となるため、取消しの判断に当たっては、遅延した経緯等を事前に確認することとする。

(2) 占用許可及び占用料（本法第10条第6項、第19条第2項）

1) 占用許可（本法第19条第2項）

国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき促進区域内海域の占用の許可の申請があった場合にあっては、占用の許可を与えなければならない。

ただし、選定事業者が本法第19条第1項の規定に違反したとき（上記(1)）又は詐欺その他不正な手段により公募占用計画の認定を受けたことが判明したときに、経済産業大臣及び国土交通大臣が本法第21条の規定により当該認定を取り消した場合にあっては、占用を許可する必要はなく、また、占用の許可の期間中であっても、

本法第21条第3項の規定により占用の許可の効力を失うこととなる。

なお、認定有効期間終了後における促進区域の占用を継続する場合には、再度、占用のために国土交通大臣の許可をとる必要がある。

占用の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む）を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとし、この際、適切に占用許可期間を審査する。

2) 占用料（本法第 10 条第 6 項）

国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、促進区域内海域の占用等の許可を受けた者から、占用料又は土砂採取料を徴収することができる。公募占用指針を公示するまでには、占用料の額を示すこととする。

① 占用料の単価

占用料の単価については、国や都道府県の海域占用料、欧州における占用料の算定例等を参考にしつつ検討する。

② 占用料の算定方法

占用料について、発電設備（変電設備等を含む。）については、発電設備の投影面積（又は浮体の占用面積）に基づき、送電ケーブル及びチェーンについては、送電ケーブル及びチェーンの長さに基づき算定することが考えられる。

(3) 選定事業者以外の占用の禁止（本法第 19 条第 3 項）

選定事業者以外の者は、本法第19条第3項の規定により、経済産業大臣及び国土交通大臣が公募占用計画の認定をしたとき（当該計画の変更の認定をした場合を含む。）に公示した占用の期間内においては、併せて公示した区域について、占用の許可の申請をすることができない。

第5章 地位の承継、認定の取消

1. 地位の承継（本法第20条）

本法第20条に基づき、選定事業者の一般承継人または発電設備の所有権等を取得した者は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、選定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

ただし、地位の承継の承認に当たっては、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切な者を選定したことを踏まえ、公募の公平性を損なうこととならないように留意することが必要である。

本法第20条に基づき、下記の(1)または(2)に掲げる者は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、選定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

選定事業者から、本制度に基づく地位の承継の申し出があった場合は、公募占用計画の審査及び評価の基準となる事業実施体制の変更に該当することに鑑み、地位を承継する者が認定公募占用計画に従って、平素における維持管理や非常時における対応等を適切に実施できる体制を整えているか等、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持等に支障がないか、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更とならないか等の観点に留意し、審査することが必要である。

なお、承認を与える場合は、事業者の変更に伴う変更箇所以外については、原則として従前の認定公募占用計画を変更せずに承継すべきものとする。

(1) 選定事業者の一般承継人（本法第20条第1項第1号）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、相続・合併・分割により、選定事業者が有していたすべての権利・義務を一括して承継した者については、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがない限りにおいて、その承継を承認することとする。

(2) 発電設備の所有権等を取得した者（本法第20条第1項第2号）

選定事業者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた発電設備の所有権その他当該発電設備の設置及び維持管理に必要な権原を取得した者について、経済産業大臣及び国土交通大臣は、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがないこと、また、事業者の変更に伴う変更箇所以外の事項については一切

変更をしない限りにおいて、その承継を承認することとする。

2. 計画の認定の取消し（本法第21条）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が認定公募占用計画に従って発電設備の設置及び維持管理を実施していない場合、また、詐欺その他不正な手段により計画の認定を受けた場合には、当該計画の認定を取り消すことができる。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更を認定したものを含め、本法第21条第1項に基づき、下記に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

- ① 選定事業者が本法第19条第1項の規定に基づき発電設備の設置及び維持管理を実施していないとき。
- ② 選定事業者が詐欺その他不正な手段により計画の認定を受けたとき。

当該規定に基づき認定を取り消した場合、認定公募占用計画に基づき与えられた促進区域内海域の占用許可は、その効力を失うこととなる。なお、取消しの判断にあたっては、事業者側にやむを得ない事情があったかなどを事前に確認することとする。

第6章 罰則

1. 罰則（本法第31条、第32条）

国の職員等が公募占用計画の認定に関し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定に係る公募に関する秘密を教示すること又はその他の方法により占用公募の公正を害すべき行為は、本法第31条の規定に基づき処罰の対象となる。

また、偽計又は威力を用いて占用公募の公正を害すべき行為をした者、占用公募につき公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で談合した者については、本法第32条の規定に基づき処罰の対象となる。

占用公募により公募占用計画を認定する場合、手続の公正性を確保する必要がある。そのため、国の職員が、公募占用計画の認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定に係る公募に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、占用公募の公正を害すべき行為を行ったときは、本法第31条の規定に基づき、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処することとなる。

また、偽計や威力を用いて、占用公募の公正を害すべき行為をした者、占用公募につき公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で談合した者については、本法第32条の規定に基づき、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとなる。

第7章 本運用指針の補足

1. 運用指針の補足

事業者の予見可能性を可能な限り高めるため、特に、全国で統一的に周知すべき事項がある場合など、本運用指針の補足等がある場合は、経済産業省及び国土交通省は、関係省庁の所管に関する事項については関係省庁と相談の上、HP 等において周知することとする。

別紙 参加資格

申請者は次に掲げる要件を満たす企業、又は複数の企業で構成する連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

本公募の参加資格は、以下（１）から（３）の要件を全て満たすこととする。

- （１） 公募占用計画が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成２４年経済産業省令第４６号）第５条（同条第１項第２号、第２号の２、第８号の２、第８号の５、第９号から第１０号の２及び第１０号の３から第１２号の２並びに第２項第２号、第５号から第７号の３及び第９号を除く。）及び第５条の２（同条第１号及び第２号を除く。）に規定する基準に適合するものであること。この場合において、「当該認定の申請」とあるのは「当該公募占用計画」と、「再生可能エネルギー発電事業計画」とあるのは「公募占用計画」と、「環境影響評価（環境影響評価法（平成９年法律第８１号）第２条第１項に規定する環境影響評価をいう。第１２号ロにおいて同じ。）を行っている場合にあっては、」とあるのは「環境影響評価法（平成９年法律第８１号）第２条第４項に規定する対象事業に該当する場合にあっては」と読み替えるものとする。
- （２） 申請者が、次のいずれにも該当する者であること
 - ① 国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であること（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当すること）
 - ② 国内外における海洋土木工事の実績（国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事で、公募開始の日前 10 年以内に行われた実績に限る）があること（申請者以外の協力企業が実績を有している場合も含む）
 - ③ 事業実施のための資金的裏付けがあること
 - （プロジェクトファイナンスを利用する予定の場合）

金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績及び LOI 等があること。
 - （自己資金等による予定の場合）

以下の内容が記載された事業者名義の誓約書があること。
- イ）事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていることと
- ロ）また、外部からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続

- (3) 申請者が、公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと）
- ① 本法、再エネ特措法又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ② 法人であって、その役員のうち①に該当する者があるもの
 - ③ 次のいずれかに該当する者
 - イ) 次の申立てがなされている者
 - a 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - b 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
 - c 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
 - ロ) 経済産業省本省及び国土交通省本省により、現に指名停止措置を受けている者
 - ハ) 協議会に参加している都道府県及び市町村から現に指名停止措置を受けている者
 - ニ) 法人税の滞納者
 - ホ) 公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者
 - ヘ) 次に該当する者
 - a 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - f 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

- ト) 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から参加資格を認めないこととされた者
- a 本法第 21 条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取り消しを受けた者
 - b 促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者自ら確保した系統を承継しなかった者
 - c 国による促進区域指定のための情報収集において事業者が国に提供したデータに偽造等があった者
 - d 公募の開始から終了までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者
 - e 公募占用指針に規定する保証金納付規定を遵守しなかった者
 - f その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者